

## 剣聖高野佐三郎顕彰会 会則

第1条	(名称)	本会の名称は、剣聖高野佐三郎顕彰会（事務局は会長宅）とする。
第2条	(目的)	本会の目的は、次の3項目とする。 (1) 剣聖高野佐三郎を顕彰し、その功績を後世に伝える。 (2) 日本の剣道文化に寄与する。 (3) 地域の発展に寄与する。
第3条	(事業)	本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 剣道文化並びに剣聖高野佐三郎の広報活動。 (2) 講演会などの活動。 (3) 剣道大会並びに講習会。 (4) 本会の目的を達成するための事業
第4条	(会員組織)	本会は、第2条（目的）に賛同した者が会員となり、その者が組織する。なお、本会に入会しようとする者は、入会届を提出しなければならない。
第5条	(役員)	本会の役員並びにその定員は、次のように定める。この役員は役員会を構成する。 顧問 若干名 会長 1名 副会長 3名（部会長を兼ねる）事務局長 1名 会計 1名 理事 若干名 監事 2名
第6条	(選任)	会長は、役員会の推薦を受け総会の承認を得る。 顧問、副会長並びに役員は、会長、役員会の推薦を受け、総会の承認を得る。
第7条	(役員の任務)	会長は、会を代表し会務を統括する。 顧問は、会の運営に関して助言する。 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。 事務局長は、事務を調整・整理する。 会計は、会費等の金銭管理をする。 理事は、事業を検討し執行を決定する。 監事は、事業並びに会計の監査をする。
第8条	(役員の任期)	役員は、3年とし再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は前任者の残任期間とする。
第9条	(退会)	退会を希望する者は、退会届を提出しなければならない。なお、2年間会費を滞納した者は退会したものとする。
第10条	(諸会議)	本会の会議は、総会、役員会、四役会の3種とし、総会は年1回以上、役員会、四役会は、随時行うものとする。会議の可否は、過半数により、可否同数の場合は議長採決とする。なお、四役会は、会長、副会長、事務局長、会計で構成する。
第11条	(経費)	本会運営の経費は、会費並びに篤志者の寄付金をもって充てる。なお、年会費は1口2,000円とする。
第12条	(会計年度)	本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
第13条	(会則の変更)	本会の会則を変更する時は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければならない。
第14条	(設立年月日)	本会の設立年月日は、令和5年5月28日とする。